

男鹿市ごみ集積所ボックス設置補助金について（お知らせ）

1 補助金の目的

ごみの散乱防止やごみ集積所周辺の景観保全を目的として、男鹿市ごみ集積所ボックス設置補助金交付要綱に基づき、ごみ集積所ボックスの新設又は改築（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部について補助金を交付します。

2 補助金の交付対象

補助事業を実施する町内会等とします。

3 補助金の額

ごみ集積所ボックス1基につき6万円を限度とし、新設又は改築に係る費用の2分の1の金額とします。

4 補助金の交付手続き

（1）補助金の申請

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書・収支予算書（様式第4号）
- ・ごみ集積所ボックスの見積書（写し可）
- ・補助事業を実施する位置が分かるもの（住宅地図可）
- ・ごみ集積所ボックスの立面図
- ・補助事業を実施する位置の現況写真
- ・土地使用承諾書又は道路占有許可書 ※必要に応じて

（2）補助金の決定

申請内容を審査し、申請者に補助金交付決定通知書を送付します。

（3）補助事業の実施

補助事業への着手は、補助金交付決定通知書の受領後としてください。

（4）実績の報告

補助事業完了後、速やかに次の書類を提出してください。

- ・実績報告書（様式第3号）
- ・事業実績書・収支決算書（様式第5号）
- ・請求書（様式第6号）
- ・完成写真
- ・領収書の写し

（5）補助金の交付

実績書類を審査し、指定口座へ補助金を振込みます。